

あつては、定期及び臨時に情報交換・業務連絡等を行い警備に万全を期すこと。

- ③ 宿日直代行員（警備員）室で使用する暖房器具等の管理には十分に留意すること。

(3) 火気関係設備及び取扱い状況

- ① 採暖器具の取り扱いについては、特に次の点に注意すること。

ア 煙突・煙道の取り付けは適切か。また、亀裂など入っていないか。

イ ストープの周辺に可燃物が置いていないか。

ウ カーテン・ＯＨＰ用スクリーン・その他の可燃物と煙道（煙突）との間隔は十分であるか。

エ ストープの使用規定等が児童生徒に十分に周知されているか。

オ 送油ホースに亀裂はないか。また、油もれはないか。

- ② ガス器具の取り扱いについては、特に次の点に注意すること。

ア ＬＰガスボンベの保管、特に転倒防止・外部からのいたずら防止には特に意を用いること。

イ ガスこんろのホースの老朽化やねじれなどによる折損等に十分に注意すること。

ウ ガス管の元栓の管理責任を明確にしておくこと。

エ ガス漏れ検知器などにより、ガス漏れによる事故を未然に防止すること。

- ③ 燃料貯蔵庫については、特に次の点に注意すること。

ア 貯蔵庫の外に消火器を常備しておくこと。

イ 排気口・ためますを必ず設置しておくこと。

ウ 燃料の種類・貯蔵量を明示しておくこと。

エ 目的外使用は絶対に行わないこと。

- ④ 焼却炉の管理については、特に次の点で注意すること。

ア 細部にわたる「焼却炉使用規定」を作成し、それにもとづく適正な管理を行うこと。

イ 焼却炉周辺の可燃物、例えば樹木・枯れ葉・未焼却ごみ等をおかないこと。

ウ 焼却炉の本体及び煙突などに亀裂等がある場合は早急に修理すること。

エ 防火用水を常備しておくこと。

- ⑤ 灯油用のポリタンクの保管については、場所・数量・保管方法等に十分に注意すること。

- ⑥ 教材用燐料の保管については、保有量・保管方法などに十分に注意すること。また、アルコールランプのアルコールは抜きとっておくこと。

- ⑦ 焼却炉の取り灰、たばこの吸い殻の始末については十分に注意すること。また、喫煙は所定の場所のみとすること。

- ⑧ 美術用焼きがまを使用する際には、使用場所・換気・使用後の点検等に注意すること。

(4) 電気設備

- ① たこ足配線・素人配線が依然として多いので、専門家による点検を行い改善を図ること。また、不要配線が放置されたままの箇所は早急に除去するなどの措置

を講じること。

- ② アースを必要とする電気器具については、アースをきちんと付けること。

- ③ 床コンセントの内部のちり、コンセントのプレートの破損、スイッチの発熱、電気器具の作動不良、取り付けビスの脱落等はないか十分に点検すること。

- ④ 教科指導用電気器具（電気アイロン・電気炊飯器・電気はんだごて・電気こんろ等）の保管については十分に意を用いること。

- ⑤ 水道管の凍結防止装置の絶縁不良による障害等はないか、常時点検すること。

- ⑥ 漏電防止・機能点検のため、定期的に専門家による検査を受けること。また、異状を察知した場合は、ただちに専門家の検査を受け安全を期すこと。

(5) 消防用施設設備並びにその管理

- ・① 消火器については、特に次の点に注意すること。

ア 標識がみやすい位置に取り付けられているか。また、標識と消火器の位置が一致しているか。

イ 耐火構造の校舎の場合、転倒防止装置は完全か。

ウ 薬品の有効期限は切れていないか。

エ 同型式のを設置するように年次計画が立てられているか。

オ 火気を使用する特別教室等にも設置してあるか。

- ② 防火扉・非常階段・避難通路付近には障害となるものは置かないこと。

- ③ 簡易消火具（水バケツ・乾燥砂等）は常時備えて置くこと。

- ④ 消火栓のホースの状態、水圧等を定期的に点検して緊急時に備えて置くこと。また、寒冷地では冷凍等の防止に配慮すること。

- ⑤ 非常の場合にはプールの水を利用できるようにプールの周辺を駐車場にしたり、避難場所にしたりしないこと。

- ⑥ 防火及び警報設備の操作方法等を全職員に周知させておくこと。

- ⑦ 避難器具の使用方法及び機能状況について十分に把握しておくこと。

- ⑧ 積雪時、通常と異なった状況を予想して、避難口を確保するなどの対策を講じておくこと。

(6) そ の 他

- ① 消防本部（署）及び地区消防団との連絡を密にし、適切な助言を受けること。

- ② 法定表簿及び防火管理にかかわる表簿等の保管を適切に行い、不慮の事態等に備えておくこと。